

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	公益上必要な建築物の特例許可	
根拠法令・条項	堺市南部大阪都市計画美原町多治井・黒山地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第8条	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	<p>許可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないので、基準の設定が困難であり、条例の規定どおりとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	許可については、60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	